

第 23 回納本制度審議会議事録

日 時： 平成 25 年 3 月 28 日（木）午後 2 時～3 時 15 分
場 所： 国立国会図書館本館 4 階特別会議室
出席者： 中山信弘会長、濱野保樹会長代理、遠藤薫委員、
角川歴彦委員、岸本佐知子委員、北川直樹委員、
福井健策委員、藤本由香里委員、三輪眞木子委員、
山本隆司委員、湯浅俊彦委員、
植村八潮専門委員、大久保徹也専門委員、三瓶徹専門委員

- 会次第：1 委員の委嘱の報告
2 大滝国立国会図書館長挨拶
3 オンライン資料の収集等に関する国立国会図書館法の一部改正の報告
4 納本制度審議会の所掌範囲の変更について
5 送付に係る補償金額の算定方法について
6 オンライン資料収集制度課の進捗状況について
7 代行納入機関における納入漏れ防止策の進捗状況について
8 今後の日程について

配布資料：

- (資料 1) 第 22 回納本制度審議会議事録
(資料 2) 納本制度審議会委員専門委員名簿
付：平成 24 年 6 月 21 日付け官報該当部分（写し）
(資料 3) オンライン資料収集制度化の経緯
(資料 4) 国立国会図書館法の一部を改正する法律
(資料 5) 国立国会図書館法の一部を改正する法律（新旧対照表）
(資料 6) 国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程案
(資料 7) 納本制度審議会規程の一部改正について
(資料 8) 納本制度審議会規定の一部改正案（新旧対照表）
(資料 9) オンライン資料の送付に要する補償金額について
(資料 10) オンライン資料の制度収集
(資料 11) オンライン資料収集制度化の進捗状況について
(資料 12) 国立国会図書館法（昭和 23 年法律第 5 号）（抄）
(資料 13) 納本制度審議会規程（平成 9 年国立国会図書館規程第 1 号）
(資料 14) 納本制度審議会議事運営規則（平成 11 年 6 月 7 日納本制度審議会決定）
(資料 15) 国立国会図書館法第二十五条の規定により納入する出版物の代償金額に関する件（昭和 50 年国立国会図書館告示第 1 号）

議事録：

(開会) 開会・定足数の確認等

会長：それでは定刻を過ぎましたので、第23回納本制度審議会を開催いたします。委員の皆様方にはお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。本日は、15名の委員中12名の委員、あと1名、後にお見えになると思いますが、一応12名御出席いただいておりますので、定足数は満たされております。また、本日は専門委員の方々3名にも御出席をいただいております。

なお、傍聴の方々は、メモを取ることは御自由でございますけれども、自由な審議を行うため、録音及び撮影については、御遠慮くださいますようお願いいたします。

それでは初めに、事務局から、配布資料の説明をお願いします。

事務局：〔配布資料について説明。〕

会長：過不足はございませんでしょうか。それでは、お手元の会次第に従いまして、審議を進めて参りたいと思います。

(会次第1) 委員の委嘱の報告

会長：それでは、会次第の1「委員の委嘱の報告」に入ります。事務局から御報告をお願いします。

収集書誌部長：座ったままで失礼いたします。一般社団法人日本出版取次協会会長の交代に伴い、平成24年6月20日付けで山崎厚男委員の委嘱を解き、古屋文明委員を補欠として納本制度審議会委員に委嘱いたしました。なお、納本制度審議会規程第4条第2項ただし書の規定により、委嘱期間は発令日から平成25年5月31日までになります。以上でございます。

会長：ありがとうございます。新任の古屋委員は、今回やむをえない事情で御欠席でございます。

会次第にはございませんけれども、ここで、昨年3月の第22回納本制度審議会の議事録の取扱について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：議事録につきましては、議事運営規則第16条に基づき、前回出席された委員の皆様方の御確認、御了承を得まして、当館ホームページ上において既に公開をさせていただいております。

会長：ありがとうございます。

(会次第2) 大滝国立国会図書館長挨拶

会長：それでは、会次第の2に入ります。大滝国立国会図書館長から御挨拶を頂戴することになっております。

〔館長、副館長入室〕

会長：それでは、館長からよろしくをお願いいたします。

館長：国立国会図書館長の 大滝 則忠でございます。中山会長、御挨拶を申し上げる機会を与えていただき、ありがとうございます。私は、館長に就任しまして1年近くになるわけですが、平成24年4月1日付けで、第15代国立国会図書館長を拝命いたしました。また、昨年9月10日付けで、副館長も交替いたしまして、ここに控えております池本幸雄が第23代の副館長に就任いたしました。兩名とも、よろしくどうぞ

ぞお願いいたします。

さて、館長就任以来はじめての納本制度審議会となりますので、お許しを得て、一言、御挨拶させていただきます。

まず、本日は年度末の大変に御多用中のところ、当審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。国立国会図書館の業務の根幹をなします納本制度につきまして、皆様の御指導と御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

私は国立国会図書館の元職員でございまして、36年余を奉職いたしました。平成16年12月に副館長を最後に退職して館を離れましたが、このたび凶らずも7年振り新しい持ち場を与えていただいて戻ってまいりました。この間の国立国会図書館の内外の動きは非常に目覚ましいものがあると実感しております。ますます急速に進展するデジタル情報時代において、この時代に最も適合した国立国会図書館の業務のあり方を模索しながら、館長として運営に取り組んでいるところであります。特に、御承知のとおり、伝統的な印刷資料と同じように、多様なデジタル情報を収集し、将来的に活用できるようにするという国民的課題に対する制度化を進めることは、国立国会図書館が当面する最大の課題であります。これまで、この納本制度審議会でご審議いただいた結果を実施に移す形で、一連の国立国会図書館法の改正を重ねていただき、各種のデジタル情報を制度的に収集する体制を、段階的に整備させていただいておりますことは、中山会長をはじめ、納本制度審議会の委員及び専門委員の皆様の御尽力のお蔭でありますこと、厚く御礼申し上げる次第であります。

本日は特に、民間発信の無償オンライン資料の制度的収集が来る7月1日から施行されますが、その実施に向けた準備状況をはじめ、1年前の審議会以降の取組について御報告させていただき、御意見御指導を賜りたく、どうぞよろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

結びに、引続き、中山会長をはじめ、委員及び専門委員の皆様方の御指導を賜りつつ、国立国会図書館が担う納本制度の一層の充実のために努力する所存でございますので、今後とも何とぞよろしく御鞭撻のほどをお願い申し上げます、御挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

〔館長、副館長退室〕

（会次第3）オンライン資料の収集等に関する国立国会図書館法の一部改正の報告

会 長： それでは、会次第の3に入ります。オンライン資料の収集等に関する国立国会図書館法の一部改正につきまして、事務局から報告がございました。よろしく申し上げます。

事務局： 〔資料3、4、5に基づき報告。〕

会 長： ありがとうございます。ただ今の報告に関しまして、何か御質問はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、次の議題に進みたいと思います。

（会次第4）納本制度審議会の所掌範囲の変更について

会 長： それでは、会次第の4に入ります。納本制度審議会の所掌範囲の変更につきまして、事務局から報告がございました。よろしく申し上げます。

事務局： 〔資料6、7に基づき報告。〕

会 長： ありがとうございます。ただ今の報告に関しまして、何か御質問がありましたら申し上げます。

委 員： 確か先ほど、収集の免除をするものとして、通し番号の22ページ、条文で言う

と 25 条の 4 の 2 項の 3 号のところ、「オンライン資料の性質及び公衆に利用可能とされ、又は送信された目的に鑑み前項の目的の達成に支障がないと館長が認めた場合」ということで、私立大学のレポジトリなどとうかがいましたけれども、この理由としては、その後に登場した、当分の間は、消去されそうもないから、というのが理由になるのでしょうか。

事務局：さようでございます。機関レポジトリあるいは NII、国立情報学研究所にある JAIRO と呼ばれるようなレポジトリに出ている論文等に関しましては、基本的にすぐ消されたりする可能性はない、ということで、当分の間、収集は免除するというようにいたしております。

会長：よろしいでしょうか。

委員：はい。

会長：他に何かございましたら。

委員：理解しにくいような表現をしていますけれども、言ってみると非常に単純なことで、オンライン資料の収集をするということを言っているわけですね。

会長：それで、その例外を「当分の間」として定めているということです。

委員：そうそう。

会長：これは、法律にはよくあることで、正確に書こうと思うと、こういうことになるのだと思います。よろしいでしょうか。それでは、次に進みたいと思います。

(会次第 5) 送付に係る補償金額の算定方法について

会長：会次第の 5 に入ります。送付に係る補償金額の算定方法につきまして、事務局から御報告をお願いします。

事務局：〔資料 9 に基づき説明。〕

会長：はい、ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、何か御質問ございましたら、お願いいたします。

委員：10 分の 1 という説明がよく分からなかったのですが。

会長：普通は 1 枚いくら、ということになります、10 枚セットで売っているからということですね。

委員：分かりました。

会長：これは、要するに、普通のスーパーか何かで売っている値段に近い値段ですね。それを正確に言うと、こうなるということですね。

事務局：さようでございます。

会長：要するに 100 円しないくらい、7、80 円くらいでしょうか。

事務局：はい。そのくらいです。

委員：なかなか難しいところですね。実際には、1 枚 1 枚買うと大分高い、10 枚組で買う人ばかりじゃないよ、とかいう意見も出るかもしれません。媒体の指定がされているのは、補償金の根拠としての指定ですか、実際の納入方法としても、DVD-R 中心で行うということですか。

事務局：現在は、DVD-R を想定しているということでございます。

委員：算定方法だけではなくて、実際に DVD-R で納入させるということですか。

事務局：はい。ただ、技術革新等で他に有力な媒体等が出てまいりましたときには、見直すときがある、ということでございます。

委員：送信させるというのは、あまり現実的ではない、という御判断でしょうか。

事務局：それにつきましては、次項で説明をさせていただきます。

会長：よろしいでしょうか。それでは、記録媒体と郵送に要する最小限度の実費につきましての算定方法は、この内容で御異議ございませんでしょうか。ありがとうございます。

います。本件については、この内容で納本制度審議会の了承といたします。

(会次第 6) オンライン資料収集制度化の進捗状況について

会長：それでは、会次第の 6 に入ります。オンライン資料収集制度化の進捗状況につきまして、事務局から報告をお願いします。

収集書誌部副部長：〔資料 10、11 に基づき報告。〕

会長：ありがとうございます。ただ今の報告に関しまして、何か御質問はありますか。

委員：今うかがったところでは、収集する対象は「無償出版物で DRM がついていないもの」、ということですね。ただ、先ほどお示しいただいた改正法では、「無償で DRM なし」という条件は、条文の中にはうかがわれないので、もしかしたら 24 条及び 24 条の 2 の規定するものに入っているのかもしれませんが、その点、どのように理解すればよろしいでしょうか。

収集書誌部長：資料の通し番号の 20 頁をごらんいただけますでしょうか。前の 19 頁からきているところがございますけれども、国立国会図書館法第 11 章の 3、オンライン資料の記録、というところで、こういったものを集めます、ということが決められています。20 頁の方に移りまして、附則のところがございます。附則は、全部で 5 条あります。第 1 条は施行日です。第 2 条、提供の免除と言うところがございます。このところで、いろいろ規定が細かく書いてあります。「この法律による改正後の国立国会図書館法第二十五条の四第一項に規定するオンライン資料のうち有償で公衆に利用可能とされ、又は送信されるもの及び技術的制限手段・・・」、いろいろ細かく書いてありますが、最後から 4 行目まで飛ばしていただいて、「・・・が付されているものについては、当分の間、館長の定めるところにより、同項の規定にかかわらず、その提供を免ずることができる。」という、ここがございます。

委員：わかりました。そこに「有償のものを除く」という条件が入っているんですね。

収集書誌部長：さようでございます。

会長：法律の本文で書いてあって、附則で除外している、ということはよくあることだと思います。

委員：わかりました。

会長：他にありますか。

委員：利用提供は、当分、館内の閲覧ということでしたが、これは、定義上は、著作権法の新設 31 条 3 項の入手困難資料の公共図書館への公衆送信の対象にはなる、という理解でよろしいですか。

収集書誌部副部長：公衆送信の対象にはなりません。

委員：ならないんですね。どここのところでならないのですか。

総務部副部長：31 条の 3 で規定しているものは、紙の資料をデジタル化したものが対象ということです。複製範囲が定められています。31 条の 2 に公衆送信を目的として複製する、という規定に今回法改正されておりますので、デジタルの形で集めたものは対象とはなっておりません。

委員：そういうことなのですね。

委員：先ほどの説明でもありましたが、説明会がありまして、私がやっている団体等でも情報関係なものですから、大変関心が高くて、説明会に申し込んだのですが、満員で行けなかった、と聞いております。このパワーポイントの資料等は公開する予定はございますか。

収集書誌部副部長：説明会で用いた資料は、公開されております。それから、4 月にもまた同じものを開催いたします。必要があれば、また開催することも考えなくてはなら

ないと思っております。

委員：ネット上に資料は公開されている、ということですね。

収集書誌部副部長：はい。

会長：他に何かございませんでしょうか。

委員：納入義務対象の中の、対象外が一番上のところに書かれております「法施行前のもの（平成 25 年 7 月より前）」についてですが、逐次刊行物のような形で提供されているものについても、やはり、7 月以降のものだけを集めるということではよろしいのでしょうか。

事務局：これは、当面はその形を採らせていただくということでございます。

収集書誌部長：補足しますと、義務として発生するのは平成 25 年 7 月以降ですが、それ以前のものも当館としてはなるべく集める、ということで、個々の出版の方とお話を具体的にさせていただいている形でございます。

委員：今の件に関してですが、1 月 30 日の説明会を私は関西館で聞いていましたが、その時、法施行前のものについてどうなるのか、と質問をしましたところ、寄贈をお願いする、というお答えをなさっておりました。ちょっと補足です。

会長：他に何かございますか。よろしいでしょうか。

（会次第 7）代行納入機関における納入漏れ防止策の進捗状況について

会長：それでは、次の会次第の 7 に入ります。代行納入機関における納入漏れ防止策の進捗状況につきまして事務局から説明をお願いいたします。

事務局：前回の第 22 回納本制度審議会におきまして、日本出版取次協会に対して組織的・系統的な納入漏れ防止措置の実施を依頼するよう御指示がございました。そこで、平成 24 年 3 月 28 日付け国図収 1203261 号「組織的・系統的な納入漏れ防止措置の導入について」という文書で、日本出版取次協会に対しまして国立国会図書館から依頼をいたしました。

この依頼に対しまして、この 1 年の間、日本出版取次協会からは、何度か相談や提案というようなものがございましたが、今年度打ち合わせてきた範囲では、特段、一貫した措置の提案を受けることができませんでした。最近になって出されてきたのは、組織的・系統的な納入漏れ防止措置の一部ということで、現時点で収集がなかなか困難であり、かつ、出版状況の把握が難しいとされるコミックやムックなどの分野で、まず実験事業的なもの、モデル事業的なものを行い、それで良い結果が出るようであれば、その手法や指導の措置等を他の分野まで応用し、それを包括的な納入漏れ防止策まで高めていこうという案でございます。現在は、その御提案につきまして、国立国会図書館の中で精査をしている段階というところでございます。

会長：ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、何か御質問等はありませんか。

委員：その具体的なモデル事業というのが、どういうものを指すのかよくわかりません。また、これまで何度かお話をさせていただいて、出版社は必ず取次会社には見本誌の納入をするので、その機会を利用して、必ず 1 冊、国立国会図書館用に抜けば、それで完全に漏れがなくなるはずだ、という指摘がありました。前回の審議会で日本出版取次協会の会長もそれで問題はないはずだ、とお答えくださったにもかかわらず、どうして先に進まないのかがちょっと理解し難いのですが、どういう説明だったのでしょうか。

事務局：まず、モデル事業というのは、国立国会図書館がお金を出してやる、というわけではなく、あくまで日本出版取次協会の中で実験事業としてやってみたい、というようなことでございまして、その手法についてはまだ細部まで詰めていないようです。

が、なるべく早急に調査を行って、実態をつかんでいくようにしたい、そして、平成25年度中には事業を実施したいというお答えを頂いております。

委員：いや、その前の話ですよ。見本誌を納入する義務があるので、必ず納入しているはずですから、どうしてそれを国立国会図書館に納入することができないんだろう、ということをお山崎前委員がおっしゃったのだから。それに対する答えになっていませんよね。モデルを作らなくてはいけないということでしたが、なぜモデルを作らなければいけないのだろう。

収集書誌部長：昨年3月6日の納本制度審議会で、日本出版取次協会の山崎前会長からお話があって、それを受け、国立国会図書館の方からも私の名前で、日本出版取次協会の方に、組織的・系統的な納本漏れ防止措置の導入について、検討の申入れ文書を出しました。それで、具体的にどうやっていくのかということに関して、いろいろ協議を1年間進めようということやってきたわけですが、一つは、こちら側が実際にどのくらいの資料が入っていて、どういったものが入っていないのか、というのが、これはこちらの内部の事情ですが、昨年、システムの大きな切替をやっております、きちんとした統計データをとれていなかったという問題がございます。もう一つ、そのデータをこちら側が精査する、その準備が遅れていたということで、お話を先方とすること自体が遅れた、というのが二点目の問題でございます。具体的に統計データを取り始めましたのが、12月になってからでございます、その意味でいうと、非常に申し訳ございませんが、先方との話合いが遅れておりました。具体的な話が始まりましたのが、第四四半期ということで、そのへんのところをお詫びさせていただきたいと存じます。それで、この納本制度審議会への御報告ということもありますので、当方の担当者と取次協会の事務局との間で、いろいろお話をさせていただき、先週あたりまで、具体的にどうすればいいんだというお話をさせていただきました。その中で、日本出版取次協会側のお話として、なぜ1冊抜いておけないのか、という説明がいろいろございまして、それは大きく理由が3つ、御説明がございました。1つ目の理由は、全部の資料が、取次協会、というか、取次会社へ来るわけではなく、直送する分が相当数あるので、重複が発生してしまいます、ということ、それが挙げられております。それから、具体的に日本出版取次協会が措置を採るとして、その場合、出版物の国立国会図書館への納入、これは寄贈の部分と代償金をお支払いしている部分がありますので、それで1点1点の確認が必要になるので、事務量が相当増大してしまう、というのが2点目の理由。3つ目が、新刊に関しては、新刊委託のものと、注文新刊があるということ、つまり、新刊委託は、全国の書店に委託配本するので、それを最初から配るということで入ってくるわけですが、注文新刊というのは、注文を前提として、注文されて初めて取次に来るんだと、それで1冊しか来ないから、基本的に、それを納本に回すことができないと、そういうことが先方の御回答だったわけです。我々としては、これはどうなのかなというところもございまして、この3つを含めまして、改めて、この御回答に関して内容の確認を、日本出版取次協会の事務局と、突っ込んだ話をさせていただきまして、その妥当性をちょっと確認させていただきたいと、そういうところでございます。ということで、昨年の納本制度審議会での皆様からのお話、中山会長からの御指示があったところを受けてであったわけですが、誠に不十分、至らぬところがあると思っております。お詫びする次第です。

会長：その点につきまして、何かございましたら。

委員：確かに、取次への見本誌提出の際に1冊抜くことにしたとしても、配本されない注文新刊に関してはどうしてももれてしまう、というのは分かります。ただ、そういう特殊なものを含めて100パーセントにしる、と言っているわけではなく、普通に取次に見本が入るものに関しては100パーセントにできるはずだ、という話だと思う

んですね。

寄贈なのか、それとも代償金をもらうのか、という判断に関しては、確か考慮が必要と思いますが、納本の時にその区別を取次が出版社に聞いているのは現在でも同じなんですね。なので、むしろ、逆に、一冊抜いてしまって、その後で、寄贈なのか代償金なのかを確認する方がいいと思います。納本義務はあるわけですから、それで問題はない。

それから、取次会社に見本を持っていくのは、よほどの事故が起こらない限り各出版物ごとに1回のはずで、それがいくつも機会があるということはありません。だから、少なくとも取次会社に見本が入るものに関しては、組織的にもれなく納本することができるはず。それだけでも、取次会社を経由して配本される出版物に関しては、もれなく納本させることができるのではないかと思います。注文生産の出版物だけ別の対応を考えればいい。

このことに関しては、3月の前回の審議会以前から、つまり一昨年か何回か日本出版取次協会とお話をさせていただいていると思うのですが、どうもお話を聞いていると、何か、言を左右にしている感じがあるんですね。どうしてできないのか、本当にしたくない理由はどこにあるのかが、本当によく分からない。しかも、日本出版取次協会の会長だった山崎前委員も、それはできるはずだ、とおっしゃっていたので、それがどうして事務局にいくと、できない、というお話になるのか。それについて何か、お分かりになることがありましたらお願いします。

収集書誌部長：今のお話はごもっともだと思うのですが、私どもといたしましては、1年間あるいは2年間にわたりましてやり取りをしまし、次は事務局ともう少し踏み込んだお話をさせていただいて、実際の現場ではどうなっているのかというあたりまでを踏まえまして、実際に見て来て、お話をさせていただくというようなことを考えるか、というところがございます。

委員：これは、日本出版取次協会と話しているんですね。

収集書誌部長：さようでございます。

委員：現実としては、結局、トーハンか日販か、どちらかになるはずなんですよ。

委員：半年交代にされているので。

委員：だから、その半年交代、というのが煩わしいのではないかと思いますよ。つまり、3年くらいは、もう…。

収集書誌部長：半年交代を含めて、基本的な、大きな枠組みといたしましては、今のところ順調に、特に具体的なこの間の交代のところに関しては進んでいる、と、そういう認識でございます。

委員：どうなんだろう、現場からみれば、半年なんてしょっちゅうだから。また代わるの、また代わるの、っていつているうちに、どさくさまぎれに漏れるのは出るのではないか。それよりも3年経ったらトーハンから日販にして、その間、納品がこんなにもれたら、トーハンの責任だとか、日販の責任だとか、もう少し責任が明確に分かるようにしたら、かなり明確になると思いますよ。ぼくは現場を知っているから、半年ごとにとというのは、結構、取次店も気の毒だと思いますよ。これが本当に商売にならない、ただ義務ということでやらなきゃいけないんですから。ちょっとかわいそうだなあ、という気がします。半年ってというのは、半年交代には、何か意味はあるのでしょうか。

収集書誌部長：意味があるかということ、今までの慣行で、要するに当館と日本出版取次協会とのお話の中でだいたいそういう形で最初に決まったものが、一定の時間継続してきているということでございます。その「半年」の合理的な理由、これに関しては、ちょっと分かりかねるところでございますが、今、角川先生のおっしゃることは一つの示唆かな、ということかと思います。

委員：おそらくトーハンと日販とを平等にしたい、ということだったと思うんですよ。ですが、3年ごとでも平等ですよ、言ってみれば。6年経てば平等になる訳ですから。その辺りを、ぜひ、調べられてはいかがでしょうか。それから、ごく稀にですが、取引先が日販だけとかトーハンだけとかいう例もあるんですよ。そうすると、おそらく、トーハンしか取引していないという出版社から見れば、日販に漏れている分を、日販から取り寄せなければならない、というふうな追加的な作業が出てきているのではないかと思うんですよ。最初から日販に3年、トーハンに3年と決めておけば、トーハンの帳合はあるけど、日販の帳合はない、という出版社をリストアップしておいて、それでマッチングはできると思うんですよ。現実的に、取次の窓口に行かれましたら分かりますけど、取次店の窓口というのは出版社とけんかしているみたいな状況なんですよ。そんな仕入れ窓口で、何部取ってもらおうのかというのは出版社にとって死活問題なんですよ。そこに1部だけ取りのけるというのは、結構リアリティのない話だと思いますよ。

専門委員：確認ですが、納入漏れが主に起こっているのはコミックスとおっしゃったと思うのですが、これは、いわゆる ISBN がついた図書として発行されているコミックスということですか。逐次刊行物のマンガ雑誌ではなくて。コミックスは図書扱いということですか。

事務局：さようございます。

専門委員：それは普通どおりに仕入れに入っているものですね。しかも問題は、書籍では起こっていないのですよね。コミックスで割と起こっているということは把握できているわけですか。

事務局：コミックスで起きているということが把握できているというよりは、コミックスについては、どの程度出版数があって、どの程度が収められているのか、という全体が正確に把握できていない、という状況です。

委員：全体が把握できていなければ、どうにもならない。

事務局：コミックスというのは、その発売日に必ず店頭には並べなければならないため、取次の場合には雑誌扱いで書籍扱いではないそうです。私どもが入手しているデータは、書籍の出版データで、雑誌扱いのデータの入手自体がなかなかできず、差分をとって督促をかける、ということが困難です。そのことも含めまして、日本出版取次協会の方とも御相談をして、まずコミックスの出版データを頂き、次に督促をかけていきたいと思っております。コミックスには ISBN が付いていますが、書籍と異なる流れになっていて、ムックも同様です。

専門委員：そう意味では、仕入れに入っていないですよ。コミックスは、書籍ですけども、雑誌流通をさせている、ということですね。そうですか、分かりました。

委員：いや、それもちがうんですよ、本当は。角川は全部書籍扱いなんです。集英社は全部雑誌扱いです。集英社が雑誌扱いにしているのは、雑誌扱いであれば全国の5万軒に全部撒けるんですが、書籍の場合には1万5千軒に撒くのが精一杯なんです。角川の書籍は、1万5千に撒けば十分なんです。逆に5万軒に撒くと、かえって返品が増えてしまう。ところが集英社の場合には、「ワンピース」みたいなものは初版400万ですから、書籍流通で流したらとても撒き切れないということで、雑誌流通で撒くんです。これ、根本的にちがうんですよ。ですから今お聞きすると、確かに、コミックで、書籍扱いのものでは間違いはないけれども、雑誌扱いのものはつかみにくい、というのはよく分かりますし、雑誌扱いのものに重点がいくと、今度は書籍扱いのものがおろそかになってしまうというのも、よく分かりますよね。これはぼくのジャストアイデアですけど、日本書籍取次協会の会長は、納本制度審議会に必ず入っているわけですから、日本書籍取次協会の会長が納本制度審議会のメンバーのときには、その協会の会長の所属する取次会社が納入制度について担当すれば、非常にリアルな話に

なって、すぐ現場に言います、と言えるわけですよ。それが、日本出版取次協会を通すと、それは間にいろんな人がいますから。どうでしょうかね。山崎前委員が納本制度審議会にいらっしゃるときは、トーハンというふうにしていけば、審議会での問題を取り上げたら、山崎前委員がトーハンに帰ってから、どうしたんだ、って言えますからね。

会 長：確か、去年の山崎前委員の話では、そんなに難しくなくできるようにうかがっておりましたので。是非、今後詰めて、なるべく漏れがないようにしていただきたいと思えます。

委 員：現実的な思慮をお願いしたいですね。

会 長：今いろいろ出ました意見も勘案いたしまして、是非詰めていただきたいと思えます。

収集書誌部長：はい、承知しました。

会 長：他に何かこの点についてございますか。よろしいでしょうか。予定されております議題は以上でございます。ここで特に何か御意見とか御質問等あれば、承りますが。

委 員：中山先生にお聞きするのが一番いいと思うのですが、国立国会図書館にない古い雑誌で私が所有している2万冊ぐらいを、PDF化してしまいました、それを国会図書館に寄贈したいと思ったのですが、PDF化してしまったので寄贈しても手元に残ってしまいます。PDFにしたものの寄贈は可能でしょうか。

会 長：手元には、PDFが残るんですね。

委 員：それは廃棄しても良いのですが。

委 員：手元にはPDFを置いて、実物を寄贈するのがよいのでは。

委 員：いや、あまり量が多いので実物は捨ててしまいました。

会 長：それは、目的外使用になりそうな気がします。

委 員：角川委員がおっしゃったように、手元にPDFを残して、現物を寄贈するのが、こういう場合は、安全策ではあるんですが。

委 員：雑誌社が、かなり前に倒産していても駄目ですか。

会 長：権利者が雑誌社でない場合が多いと思えますので。

委 員：雑誌は単なる媒体ですから。著者は後ろにいますので。

委 員：駄目ですね。分かりました。

会 長：他に何か、御意見等ございましたら。

収集書誌部長：今後の日程を御説明させていただければと思えますが、よろしいでしょうか。

会 長：はい。お願いいたします。

収集書誌部長：今後の日程でございますけれども、現在の委員・専門委員の皆様の任期でございますが、これは5月31日までという形でございます。したがって、今期の納本制度審議会につきましては、想定といたしましては、今回が最後という形になります。次期の審議会は、新たに7月に法改正の施行にあわせて行われる、という想定でございます。以上でございます。

会 長：ありがとうございました。それでは、以上をもちまして、第23回納本制度審議会の会次第はすべて終了いたしました。本日はこれで閉会といたします。ありがとうございました。

(午後3時15分終了)

納本制度審議会委員・専門委員名簿（五十音順）

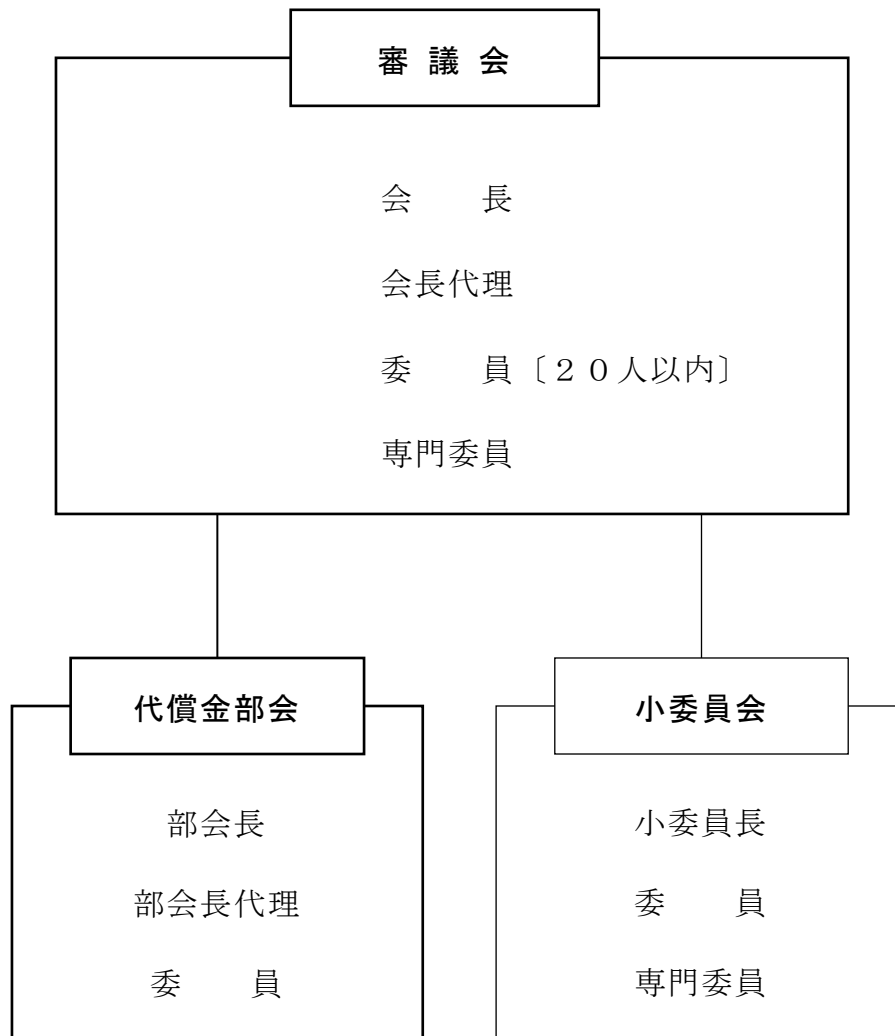
（平成 25 年 7 月 1 日現在）

| | | | |
|------|-------|-----------------------|-------------------------|
| 委 員 | いしぎき | つとむ | 一般社団法人日本雑誌協会理事長 |
| | 石崎 | 孟 | |
| | うえむら | やしお | 専修大学文学部教授、 |
| | 植村 | 八潮 | 株式会社出版デジタル機構取締役会長 |
| | えんどう | かおる | 学習院大学法学部教授 |
| | 遠藤 | 薫 | |
| | おおが | まさひろ | 一般社団法人日本書籍出版協会理事長 |
| | 相賀 | 昌宏 | |
| | かどかわ | つぐひこ | 株式会社 KADOKAWA 取締役会長 |
| | 角川 | 歴彦 | |
| | さいとう | まさあき | 一般社団法人日本レコード協会会長 |
| | 斉藤 | 正明 | |
| | しらいし | こうじろう | 一般社団法人日本新聞協会会長 |
| | 白石 | 興二郎 | |
| 専門委員 | ながえ | あきら | 日本文藝家協会電子書籍出版検討委員会委員長 |
| | 永江 | 朗 | |
| | なかやま | のぶひろ | 明治大学特任教授、東京大学名誉教授 |
| | 中山 | 信弘 | |
| | のほら | さわこ | 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授 |
| | 野原 | 佐和子 | |
| | はまの | やすき | 東京工科大学メディア学部教授 |
| | 濱野 | 保樹 | |
| | ふくい | けんさく | 弁護士 |
| | 福井 | 健策 | |
| | ふじもと | ゆかり | 明治大学国際日本学部准教授 |
| | 藤本 | 由香里 | |
| | ふるや | ふみあき | 一般社団法人日本出版取次協会会長 |
| | 古屋 | 文明 | |
| やまもと | りゅうじ | 東京大学大学院法学政治学研究科教授 | |
| 山本 | 隆司 | | |
| ゆあさ | としひこ | 立命館大学文学部教授 | |
| 湯浅 | 俊彦 | | |
| かたよせ | さとし | 一般社団法人日本雑誌協会著作権委員会委員長 | |
| 片寄 | 聰 | | |
| ささき | りゅういち | 一般社団法人電子出版制作・流通協議会監事 | |
| 佐々木 | 隆一 | | |
| さんべい | とおる | 一般社団法人日本電子出版協会事務局長 | |
| 三瓶 | 徹 | | |

代償金部会所属委員

石崎 孟
相賀 昌宏
斉藤 正明
福井 健策
藤本 由香里
山本 隆司
湯浅 俊彦

納本制度審議会の構成

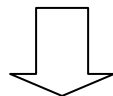


- (注) 1 審議会 納本制度並びにインターネット資料及びオンライン資料の記録に関する制度に関する重要事項並びに国立国会図書館法第 25 条第 3 項に規定する代償金の額及び同法第 25 条の 4 第 4 項に規定する金額に関する事項について、国立国会図書館長の諮問に応じて調査審議を行い、又は意見を具申する（納本制度審議会規程第 2 条）。
- 2 代償金部会 常設の機関。部会所属委員は館長が指名する。国立国会図書館法第 25 条第 3 項に規定する代償金の額及び同法第 25 条の 4 第 4 項に規定する金額に関する事項を担当する（納本制度審議会規程第 7 条）。
- 3 小委員会 審議会の会長が特定の事項を調査審議するため必要があると認めるときに設置する。小委員会に属すべき審議会委員・専門委員は、会長が指名する（納本制度審議会議事運営規則第 10 条）。

オンライン資料制度収集関連法規の改正・制定経緯

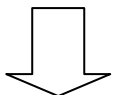
◎ 国立国会図書館法（昭和 23 年法律第 5 号）の改正（第 25 条の 4 の追加）

（平成 24 年法律第 32 号により平成 24 年 6 月 22 日改正、平成 25 年 7 月 1 日施行）（→資料 12）



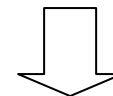
<政令・省令レベル>（『官報』に掲載）

■ 納本制度審議会規程（平成 9 年国立国会図書館規程第 1 号）
の改正（平成 25 年国立国会図書館規程第 1 号附則により同年 5 月 30
日改正、同年 7 月 1 日施行）（→資料 13）



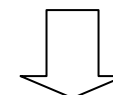
【今回審議会において改正が必要な法規】

納本制度審議会議事運営規則（平成 11 年 6 月 7 日納本制度審議会
制定）（→資料 14）



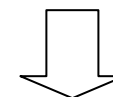
<政令・省令レベル>（『官報』に掲載）

■ 国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程
の新規制定（平成 25 年国立国会図書館規程第 1 号、同年 5 月 30 日制
定、同年 7 月 1 日施行）（→資料 15）



<下位規定>（『官報』に掲載）

■ 国立国会図書館法第 25 条の 4 第 4 項に規定する金額等に関する件
の新規制定（平成 25 年国立国会図書館告示第 1 号、同年 5 月 30 日制
定、同年 7 月 1 日施行）（→資料 16）



【今回審議会（代償金部会）において調査審議が必要な事項】

国立国会図書館法第 25 条の 4 第 4 項に規定する金額等に関する件
第 1 項に規定する金額（送信・送付の方法によって納入する場合に、納
入にかかる費用として支払う金額）の決定について（→資料 6（諮問書））

納本制度審議会議事運営規則（平成十一年六月七日納本制度審議会制定）の改正（案）

（改正案）

第七条 国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）第二十五条

第三項に規定する代償金の額及び同法第二十五条の四第四項に規

定する金額に関する事項については、会長は、これを部会に付託

するものとする。

（現行）

第七条 国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）第二十五条

第三項に規定する代償金の額に関する事項については、会長は、

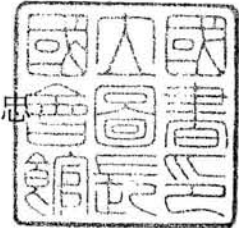
これを部会に付託するものとする。



国図収 1307121 号
平成 25 年 7 月 23 日

納本制度審議会会長
中山 信 弘 殿

国立国会図書館長
大 滝 則 忠



諮 問 書

納本制度審議会規程（平成 9 年国立国会図書館規程第 1 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり諮問する。

（諮問）

国立国会図書館法第 25 条の 4 第 4 項に規定する金額等に関する件（平成 25 年国立国会図書館告示第 1 号）第 1 項に規定する金額の決定について

（説明）

国立国会図書館法第 25 条の 4 第 4 項に規定する金額及び算定方法について調査審議をお願いしたい。

なお、現行の国立国会図書館法第 25 条の 4 第 4 項に規定する金額等に関する件（平成 25 年国立国会図書館告示第 1 号）第 1 項に規定する金額については、国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程（平成 25 年国立国会図書館規程第 1 号）附則第 2 項において「この規程の施行後初めて、館長が国立国会図書館法第 25 条の 4 第 4 項に規定する金額を決定する場合においては、第 4 条の規定にかかわらず、納本制度審議会に諮問することを要しない。」とされているため、納本制度審議会の調査審議を経していない。

オンライン資料の補償に関する小委員会所属委員の指名について

平成 25 年 7 月 1 日付けで第 8 期の審議会委員の委嘱が行われたことに伴い、当該小委員会に属すべき委員及び専門委員を次のとおり指名する。また、当該小委員会における調査審議事項は、次のとおりとする。

1 小委員会に属すべき委員及び専門委員

| | |
|------|--------------------|
| 小委員長 | 福井健策 |
| 委員 | 植村八潮、永江朗、山本隆司、湯浅俊彦 |
| 専門委員 | 片寄聰、佐々木隆一、三瓶徹 |

(敬称略) (8 名)

2 小委員会の調査審議事項

(例示)

- (1) 制度収集の対象となる資料の範囲（専用端末型資料や非ダウンロード型資料の扱い等）
- (2) 政策的補償として金銭による補償を行うことの可否
- (3) 金銭以外の政策的補償あるいはインセンティブの有無
- (4) 制度収集と合わせて実施すべき効果的な収集方法の有無
- (5) DRM の扱いとそれに対する補償の要否、補償が必要な場合その金額
- (6) 納入手続に対する補償の要否、補償が必要な場合その金額
- (7) その他の補償に当たっての政策的、法的、技術的事項

3 これまでの調査審議経過

第 21 回納本制度審議会（平成 23 年 9 月 20 日）

平成 23 年 9 月 20 日付け諮問「平成 22 年 6 月 7 日付け納本制度審議会答申『オンライン資料の収集に関する制度の在り方について』におけるオンライン資料の制度的収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について」の審議にあたり、審議会が必要とする専門的事項を調査審議するため、納本制度審議会議事運営規則第 10 条の規定に基づき、オンライン資料の補償に関する小委員会を設置。

第 1 回オンライン資料の補償に関する小委員会（平成 23 年 10 月 20 日）

第 2 回オンライン資料の補償に関する小委員会（平成 23 年 11 月 22 日）

第 22 回納本制度審議会（平成 24 年 3 月 6 日）

オンライン資料の補償に関する小委員会における調査審議の経過及び中間報告書に関する報告について了承。

当該報告に基づき、納本制度審議会中間答申「オンライン資料の制度的収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について」を決定。

平成 23 年 9 月 20 日付け諮問「平成 22 年 6 月 7 日付け納本制度審議会答申『オンライン資料の収集に関する制度の在り方について』におけるオンライン資料の制度的収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について」について、納本制度審議会及び当該小委員会で引き続き検討を継続することを確認。

資料別納入実績（最近 3 年間）

（図書）

単位：冊

| 年度 | 官庁出版 | 民間出版 | 計 |
|----------|--------|---------|---------|
| 平成 22 年度 | 31,208 | 107,530 | 138,738 |
| 平成 23 年度 | 29,566 | 108,545 | 138,111 |
| 平成 24 年度 | 31,510 | 112,700 | 144,210 |

（パッケージ系電子出版物*）

単位：点

| 年度 | 官庁出版 | 民間出版 | 計 |
|----------|-------|--------|--------|
| 平成 22 年度 | 3,042 | 26,213 | 29,255 |
| 平成 23 年度 | 2,948 | 22,620 | 25,568 |
| 平成 24 年度 | 3,124 | 24,499 | 27,623 |

*ビデオ・ディスク、ビデオ・カセット、音楽CD、光ディスクなどが含まれる。

（逐次刊行物*）

単位：点

| 年度 | 官庁出版 | 民間出版 | 計 |
|----------|--------|---------|---------|
| 平成 22 年度 | 74,278 | 325,469 | 399,747 |
| 平成 23 年度 | 71,111 | 323,497 | 394,608 |
| 平成 24 年度 | 73,120 | 317,612 | 390,732 |

*逐次刊行物のほかに地図、静止画等を含む。

納入出版物代償金 予算額と支出実績(最近 5 年間)

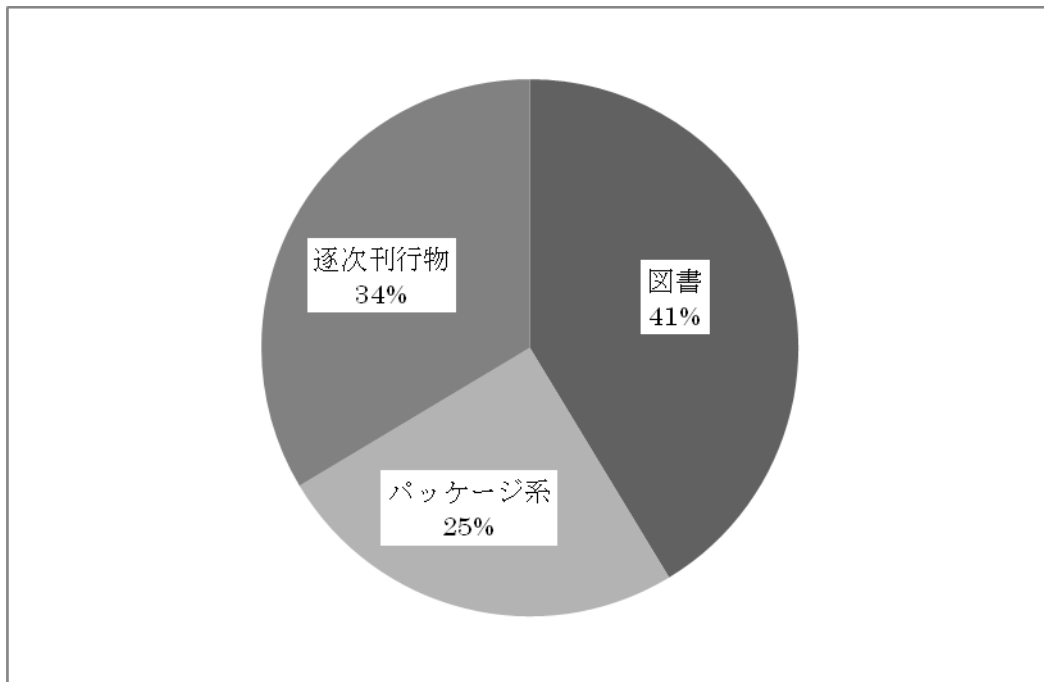
単位：円

| | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 予算額 | 390,249,000 | 390,249,000 | 390,249,000 | 390,249,000 | 390,249,000 | 390,249,000 |
| 支出実績 | 390,246,989 | 390,246,980 | 390,246,882 | 390,246,854 | 390,247,115 | - |

【参考】平成 24 年度代償金支出実績（資料別内訳）

単位：円

| | 平成 24 年度 |
|--------|-------------|
| 図書 | 161,281,221 |
| パッケージ系 | 97,904,322 |
| 逐次刊行物 | 131,061,572 |
| 計 | 390,247,115 |



オンライン資料収集制度の運用状況について

(平成 25 年 7 月 19 日現在)

1 国立国会図書館ホームページの申出フォームを利用した申出
ホームページの「オンライン資料の納入」(<https://www.dl.ndl.go.jp/online>)に掲載したフ
ォームからの納入申出状況は以下のとおりである。

| 出版者 | 申出 件数 | 申出 冊数 ¹ | フォーマット | | 刊行日 ² | | 備 考 |
|-------|-----------------|-----------------------|--------|------|------------------|-----------|---------------------------------------|
| | | | PDF | ePUB | 7月1日 以降 | 以前の 刊行 | |
| 民間企業 | 4 | 25 | 25 | 0 | 2 | 23 | |
| 公益法人 | 8 | 21 | 19 | 0 | 1 | 18 | 申出のうち、1件(2冊) は許諾によりサイト単 位で収集済み。 |
| 私立大学 | 2 | — | — | — | — | — | 申出のあった2大学は許 諾によりサイト単位で 収集済み。 |
| 私立学校 | 1 | 2 | 2 | 0 | 0 | 2 | |
| 個 人 | 23 ³ | 23 | 6 | 17 | 1 | 22 | |
| そ の 他 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 簡易なものとして収集 対象外 |
| 合 計 | 39 | 72 | 52 | 17 | 4 | 65 | |

2 メールによる問い合わせ状況

オンライン資料収集制度に関するメールでの問い合わせ状況は以下のとおりである。

| 出版者 | 件数 | 主な内容 |
|-----------|----|---------------------|
| 出版社 | 2 | 有償の電子書籍の対応について |
| 公益法人 | 2 | 納入方法について |
| 特定非営利活動法人 | 1 | 有償の電子書籍の納入について |
| 私立大学 | 4 | 納本制度との関係について |
| 公的機関 | 1 | 公的機関のオンライン資料の対応について |
| 個 人 | 2 | メタデータの記述の仕方について |
| 合 計 | 12 | |

3 私立大学・私立短期大学へのサイト単位収集の許諾打診

7月1日及び2日に、これまでサイト単位での収集許諾を得られていない私立大学及び私立短期大学(362件)に対し、サイト単位収集の許諾を打診した⁴。

サイト単位で許諾する意向が確認できた場合は、文書による許諾依頼手続を行う。7月19日現在、許諾する意向が確認できた機関は、80件である。

なお、制度開始前に許諾済みの機関(現在収集中)は332件である。

¹ 巻号単位での数量を記載。

² 制度収集開始前の平成25年6月30日以前に発行されたオンライン資料は、制度収集の対象外として任意提供による収集となる。

³ 資料のタイトルの例は、「女らしさ・男らしさについて」「大規模多人数参加型オンラインロールプレイングゲームにおけるリアルマネートレード研究」「光武帝中興記」等である。

⁴ サイト単位での許諾による収集に含まれるオンライン資料はオンライン資料収集制度に基づき収集したものと取り扱う。

平成 25 年度 納本制度審議会の課題・スケジュール (案)

【スケジュール】

| | 審議会 | 代償金部会 | 小委員会 (有償オンライン資料) |
|-------------------------------|---|---|---------------------|
| 7 月 | 第 24 回審議会 ○再委嘱・新委員 ○諮問 (無償かつ DRM の付与されていないオンライン資料の納入に通常要すべき費用の補償金額) ○部会への付託 ○小委員会委員指名 (有償オンライン資料) | ○無償かつ DRM のないオンライン資料の納入に通常要すべき費用の補償金額 審議・答申案 議決 (審議会と同日) | |
| 8 月 ～ 平成 26 年 2 月 | | (○代行納入機関における組織的・系統的納入漏れ防止策についての進捗確認) | ○数回開催 |
| 平成 26 年 3 月 | 第 25 回審議会 ○無償かつ DRM のないオンライン資料の納入に通常要すべき費用答申の報告 ○小委員会報告 | | |

国立国会図書館法（抄）

（昭和二十三年二月九日法律第五号）

| 改正 | 昭和二十四年 | 六月 | 六日法律第九十四号 |
|----|--------|---------|-----------|
| 同 | 三十年 | 一月二十八日同 | 第三号 |
| 平成 | 六年 | 七月一日同 | 第八十二号 |
| 同 | 十一年 | 四月七日同 | 第三十一号 |
| 同 | 十二年 | 四月七日同 | 第三十七号 |
| 同 | 十四年 | 三月三十一日同 | 第六号 |
| 同 | 十六年 | 十二月一日同 | 第四百十五号 |
| 同 | 十七年 | 四月十三日同 | 第二十七号 |
| 同 | 十七年 | 七月六日同 | 八十二号 |
| 同 | 十七年 | 十月二十一日同 | 百二号 |
| 同 | 十九年 | 三月三十一日同 | 十号 |
| 同 | 十九年 | 三月三十一日同 | 十六号 |
| 同 | 十九年 | 六月六日同 | 七十六号 |
| 同 | 十九年 | 六月十三日同 | 八十二号 |
| 同 | 十九年 | 六月二十七日同 | 百号 |
| 同 | 二十年 | 四月二十五日同 | 二十号 |
| 同 | 二十一年 | 三月三十一日同 | 十号 |
| 同 | 二十一年 | 七月十日同 | 七十三号 |
| 同 | 二十三年 | 五月二日同 | 三十九号 |
| 同 | 二十四年 | 六月二十二日同 | 三十二号 |

第一章 設立及び目的

（略）

第二条 国立国会図書館は、図書及びその他の図書館資料を蒐集し、

国会議員の職務の遂行に資するとともに、行政及び司法の各部門に対し、更に日本国民に対し、この法律に規定する図書館奉仕を

提供することを目的とする。

（略）

第八章 一般公衆及び公立その他の図書館に対する奉仕

第二十一条 国立国会図書館の図書館奉仕は、直接に又は公立その他の図書館を経由して、両議院、委員会及び議員並びに行政及び司法の各部門からの要求を妨げない限り、日本国民がこれを最大限に享受することができるようにしなければならない。この目的のために、館長は次の権能を有する。

一 館長の定めるところにより、国立国会図書館の収集資料及びインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて閲覧の提供を受けた図書館資料と同等の内容を有する情報を、国立国会図書館の建物内で若しくは図書館相互間の貸出しで、又は複写若しくは展示によつて、一般公衆の使用及び研究の用に供する。かつ、時宜に依じて図書館奉仕の改善上必要と認めるその他の奉仕を提供する。

（略）

第十章 国、地方公共団体、独立行政法人等による出版物の納入

第二十四条 国の諸機関により又は国の諸機関のため、次の各号のいずれかに該当する出版物（機密扱いのもの及び書式、ひな形その他簡易なものを除く。以下同じ。）が発行されたときは、当該機関は、公用又は外国政府出版物との交換その他の国際的交換の

用に供するために、館長の定めるところにより、三十部以下の部数を直ちに国立国会図書館に納入しなければならない。

一 図書

二 小冊子

三 逐次刊行物

四 楽譜

五 地図

六 映画フィルム

七 前各号に掲げるもののほか、印刷その他の方法により複製した文書又は図画

八 蓄音機用レコード

九 電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法により文字、映像、音又はプログラムを記録した物

② 次に掲げる法人により又はこれらの法人のため、前項に規定する出版物が発行されたときは、当該法人は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、五部以下の部数を直ちに国立国会図書館に納入しなければならない。

一 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人

二 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人又は同条第三項に規定する大学共同利

用機関法人

三 特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。以下同じ。）のうち、別表第一に掲げるもの

③ 前二項の規定は、前二項に規定する出版物の再版についてもこれを適用する。ただし、その再版の内容が初版又は前版の内容に比し増減又は変更がなく、かつ、その初版又は前版がこの法律の規定により前に納入されている場合においては、この限りでない。

第二十四条の二 地方公共団体の諸機関により又は地方公共団体の諸機関のため、前条第一項に規定する出版物が発行されたときは、当該機関は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、都道府県又は市（特別区を含む。以下同じ。）（これらに準ずる特別地方公共団体を含む。以下同じ。）の機関にあつては五部以下の部数を、町村（これに準ずる特別地方公共団体を含む。以下同じ。）の機関にあつては三部以下の部数を、直ちに国立国会図書館に納入するものとする。

② 次に掲げる法人により又はこれらの法人のため、前条第一項に規定する出版物が発行されたときは、当該法人は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、都道府県又は市が設立した法人その他の都道府県又は市の諸機関に準ずる法人にあつ

ては四部以下の部数を、町村が設立した法人その他の町村の諸機関に準ずる法人にあつては二部以下の部数を、直ちに国立国会図書館に納入するものとする。

一 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項に規定する港務局

二 地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）第一条に規定する地方住宅供給公社

三 地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第一条に規定する地方道路公社

四 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第十条第一項に規定する土地開発公社

五 地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人

六 特殊法人等のうち、別表第二に掲げるもの
③ 前条第三項の規定は、前二項の場合に準用する。

第十一章 その他の者による出版物の納入

第二十五条 前二条に規定する者以外の者は、第二十四条第一項に規定する出版物を発行したときは、前二条の規定に該当する場合を除いて、文化財の蓄積及びその利用に資するため、発行の日から三十日以内に、最良版の完全なものを一部を国立国会図書館に納入しなければならない。但し、発行者がその出版物を国立国会図書館に寄贈若しくは遺贈したとき、又は館長が特別の事由がある

と認めるときは、この限りでない。

② 第二十四条第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第三項中「納入」とあるのは「納入又は寄贈若しくは遺贈」と読み替えるものとする。

③ 第一項の規定により出版物を納入した者に対しては、館長は、その定めるところにより、当該出版物の出版及び納入に通常要すべき費用に相当する金額を、その代償金として交付する。

第二十五条の二 発行者が正当の理由がなくて前条第一項の規定による出版物の納入をしなかつたときは、その出版物の小売価額（小売価額のないときはこれに相当する金額）の五倍に相当する金額以下の過料に処する。

② 発行者が法人であるときは、前項の過料は、その代表者に対し科する。

第十一章の二 国、地方公共団体、独立行政法人等のインターネット資料の記録

第二十五条の三 館長は、公用に供するため、第二十四条及び第二十四条の二に規定する者が公衆に利用可能とし、又は当該者がインターネットを通じて提供する役務により公衆に利用可能とされたインターネット資料（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法により記録された文字、映像、音又はプログラムであつて、インターネットを通じて公衆に利用可能とされたものをいう。以下同じ。）を国立国会図書館

の使用に係る記録媒体に記録することにより収集することができない。

② 第二十四条及び第二十四条の二に規定する者は、自らが公衆に利用可能とし、又は自らがインターネットを通じて提供する役割により公衆に利用可能とされているインターネット資料（その性質及び公衆に利用可能とされた目的にかんがみ、前項の目的の達成に支障がないと認められるものとして館長の定めるものを除く。次項において同じ。）について、館長の定めるところにより、館長が前項の記録を適切に行うために必要な手段を講じなければならない。

③ 館長は、第二十四条及び第二十四条の二に規定する者に対し、当該者が公衆に利用可能とし、又は当該者がインターネットを通じて提供する役割により公衆に利用可能とされたインターネット資料のうち、第一項の目的を達成するため特に必要があるものとして館長が定めるものに該当するものについて、国立国会図書館に提供することができ、この場合において、当該者は、正当な理由がある場合を除き、その求めに応じなければならない。

第十一章の三 オンライン資料の記録

第二十五条の四 第二十四条及び第二十四条の二に規定する者以外の者は、オンライン資料（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法により記録された文

字、映像、音又はプログラムであつて、インターネットその他の送信手段により公衆に利用可能とされ、又は送信されるものうち、図書又は逐次刊行物（機密扱いのもの及び書式、ひな形その他簡易なものを除く。）に相当するものとして館長が定めるものをいう。以下同じ。）を公衆に利用可能とし、又は送信したときは、前条の規定に該当する場合を除いて、文化財の蓄積及びその利用に資するため、館長の定めるところにより、当該オンライン資料を国立国会図書館に提供しなければならない。

② 前項の規定は、次の各号に掲げる場合には、適用しない。

一 館長が、第二十四条及び第二十四条の二に規定する者以外の者から、当該者が公衆に利用可能とし、又は送信したオンライン資料を、前項の規定による提供を経ずに、館長が国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することを求める旨の申出を受け、かつ、これを承認した場合

二 オンライン資料の内容がこの条の規定により前に収集されたオンライン資料の内容に比し増減又は変更がない場合

三 オンライン資料の性質及び公衆に利用可能とされ、又は送信された目的に鑑み前項の目的の達成に支障がないと館長が認められた場合

四 その他館長が特別の事由があると認めた場合

③ 館長は、第一項の規定による提供又は前項第一号の承認に係るオンライン資料を国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録す

ることにより収集することができる。

④ 第一項の規定によりオンライン資料を提供した者（以下この項において「提供者」という。）に対しては、館長は、その定めるところにより、同項の規定による提供に関し通常要すべき費用に相当する金額を交付する。ただし、提供者からその交付を要しない旨の意思の表明があつた場合は、この限りでない。

(略)

附 則（平成十二年四月七日法律第三十七号）抄

(略)

2 この法律による改正後の国立国会図書館法第二十四条第一項第六号に該当する出版物については、当分の間、館長の定めるところにより、同条から第二十五条までの規定にかかわらず、その納入を免ずることができる。

(略)

附 則（平成十六年十二月一日法律第四百十五号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年一月一日から施行する。〔以下略〕

(経過措置)

第二条 この法律の施行前に発行された出版物の納入については、なお従前の例による。

(略)

附 則（平成十七年七月六日法律第八十二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。〔以下略〕

附 則（平成十七年十月二十一日法律第二百二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。〔以下略〕

(施行の日) 平成十九年十月一日

附 則（平成十九年三月三十一日法律第十号）

1 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。〔以下略〕

2 この法律の施行前に国立国会図書館が寄贈又は遺贈を受けた出版物に係るこの法律による改正前の国立国会図書館法第二十五条第四項に規定する全日本出版物の目録であつて出版されたものの送付については、なお従前の例による。

附 則（平成十九年三月三十一日法律第十六号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、

次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条、附則第四条第一項及び第五項、附則第五条から第十二条まで並びに附則第十三条第二項から第四項までの規定
平成十九年十月一日

二 〔略〕

附 則（平成十九年六月六日法律第七十六号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。「以下略」

(政令で定める日)平成二十年一月一日)

附 則 (平成十九年六月十三日法律第八十二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条並びに附則第七条、第八条、第十六条、第二十一条から第二十四条まで、第二十九条、第三十一条、第三十三条、第三十五条及び第三十七条の規定 平成二十年一月三十一日までの間において政令で定める日

(政令で定める日)平成十九年十月一日)

- 二 第四条並びに附則第十四条、第十五条、第十七条、第二十五条から第二十八条まで、第三十条、第三十二条、第三十四条、第三十六条及び第三十八条の規定 平成二十年四月三十日までの間において政令で定める日

(政令で定める日)平成二十年四月一日)

附 則 (平成十九年六月二十七日法律第百号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(政令で定める日)平成十九年八月十日)

(旧法の効力)

第二条 この法律による廃止前の総合研究開発機構法(以下「旧法」という。)の規定による総合研究開発機構であつてこの法律の施行の際現に存するもの(以下「機構」という。)については、旧法(第三条、第四条第二項から第六項まで及び第二章の規定を除く。以下同じ。)の規定は、この法律の施行の日から機構が解散をする場合にあつてはその清算終了の登記の時、次条に規定する組織変更をする場合にあつてはその組織変更の効力が生ずる時までの間(以下「旧法適用期間」という。)は、なおその効力を有する。

(国立国会図書館法等の一部改正に伴う経過措置)

第三十四条 附則第三十一条及び附則第三十二条の規定による改正前の次に掲げる法律の規定は、旧法適用期間中は、なおその効力を有する。

- 一 国立国会図書館法別表第一総合研究開発機構の項
- 二〇八 「略」

附 則 (平成二十年四月二十五日法律第二十号)

この法律は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、別表第一日本中央競馬会の項の次に一項を加える改正規定は日本年金機構法(平成十九年法律第百九号)の施行の日から、別表第二の改正規定は公布の日から施行する。

(施行の日)平成二十二年一月一日)

附 則（平成二十一年三月三十一日法律第十号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第五条並びに附則第五条第三項から第六項まで及び第七条から第十五条までの規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（政令で定める日）平成二十一年六月一日

附 則（平成二十一年七月十日法律第七十三号）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律による改正後の国立国会図書館法第二十五条の第三項の規定は、この法律の施行の際現に公衆に利用可能とされている同条第一項のインターネット資料及びこの法律の施行後に公衆に利用可能とされた同項のインターネット資料について適用する。

（著作権法の一部改正）

第三条 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第四十二条の二の次に次の一条を加える。

（国立国会図書館法によるインターネット資料の収集のための複製）

第四十二条の三 国立国会図書館の館長は、国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）第二十五条の三第一項の規定により同

項に規定するインターネット資料（以下この条において「インターネット資料」という。）を収集するために必要と認められる限度において、当該インターネット資料に係る著作物を国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することができる。

2 国立国会図書館法第二十四条及び第二十四条の二に規定する者は、同法第二十五条の三第三項の求めに応じインターネット資料を提供するために必要と認められる限度において、当該インターネット資料に係る著作物を複製することができる。

第四十九条第一項第一号中「第四十二条の二まで」の下に「、第四十二条の三第二項」を加える。

第二百二条第一項中「第四十二条の二」を「第四十二条の三」に改め、同条第九項第一号中「第四十二条の二まで」の下に「、第四十二条の三第二項」を加える。

附 則（平成二十四年六月二十二日法律第三十二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十五年七月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、公布の日から施行する。

（提供の免除）

第二条 この法律による改正後の国立国会図書館法（次条において「新法」という。）第二十五条の四第一項に規定するオンライン

資料のうち有償で公衆に利用可能とされ、又は送信されるもの及び技術的制限手段（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法によりオンライン資料の閲覧又は記録を制限する手段であつて、オンライン資料の閲覧若しくは記録のために用いられる機器（以下「閲覧等機器」という。）が特定の反応をする信号をオンライン資料とともに記録媒体に記録し、若しくは送信する方式又は閲覧等機器が特定の変換を必要とするようオンライン資料を変換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式によるものをいう。）が付されているものについては、当分の間、館長の定めるところにより、同項の規定にかかわらず、その提供を免ずることができる。

（経過措置）

第三条 新法第二十五条の四第一項の規定は、この法律の施行後に公衆に利用可能とされ、又は送信された同項に規定するオンライン資料について適用する。

別表第一（第二十四条関係）

| 名称 | 根拠法 |
|--------------|-----------------------------|
| 沖縄振興開発金融公庫 | 沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号） |
| 株式会社国際協力銀行 | 株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号） |
| 株式会社日本政策金融公庫 | 株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号） |

| | |
|----------------|------------------------------|
| 原子力損害賠償支援機構 | 原子力損害賠償支援機構法（平成二十三年法律第九十四号） |
| 日本銀行 | 日本銀行法（平成九年法律第八十九号） |
| 日本司法支援センター | 総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号） |
| 日本私立学校振興・共済事業団 | 日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号） |
| 日本中央競馬会 | 日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号） |
| 日本年金機構 | 日本年金機構法（平成十九年法律第九号） |
| 農水産業協同組合貯金保険機構 | 農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号） |
| 預金保険機構 | 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号） |

別表第二（第二十四条の二関係）

| 名称 | 根拠法 |
|------------|---------------------------|
| 地方競馬全国協会 | 競馬法（昭和二十三年法律第一百五十八号） |
| 地方公共団体金融機構 | 地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号） |
| 日本下水道事業団 | 日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号） |

（注）第十八条及び第三十条の条文中の「々」は、二の字点を置き換えたものである。

納本制度審議会規程

(平成九年一月二十二日国立国会図書館規程第一号)

改正 平成 十一年 四月 一日国立国会図書館規程第二号

同 二十年 四月 一日同 第二号

同 二十五年 五月 三十日同 第一号

(目的及び設置)

第一条 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号。以下「法」という。)第十章及び第十一章に規定する出版物の納入に関する制度、法第十一章の二に規定するインターネット資料の記録に関する制度並びに法第十一章の三に規定するオンライン資料の記録に関する制度(以下「納本制度等」という。)の改善及びその適正な運用に資するため、国立国会図書館に、納本制度審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 審議会は、国立国会図書館長(以下「館長」という。)の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- 一 納本制度等に関する重要事項
- 二 法第二十五条第三項に規定する代償金の額及び法第二十五条の四第四項に規定する金額に関する事項
- 2 審議会は、前項各号に掲げる事項に関し、館長に意見を述べる
ことができる。

(組織)

第三条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

(委員)

- 第四条** 委員は、学識経験のある者のうちから、館長が委嘱する。
- 2 委員の委嘱期間は、二年とし、再委嘱されることを妨げない。ただし、補欠の委員の委嘱期間は、前委員の残存期間とする。

3 委員は、非常勤とする。

(会長)

- 第五条** 審議会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

第六条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、館長が委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。
- 4 専門委員は、非常勤とする。

(部会)

第七条 審議会に、その所掌事務に係る事項のうち、第二条第一項第二号に掲げる事項を担当させるため、代償金部会(以下「部

会」という。)を置く。

2 部会に属すべき委員は、館長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

第八条 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(議事)

第九条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、部会の議事に準用する。

(庶務)

第十条 審議会の庶務は、国立国会図書館収集書誌部において処理する。

(雑則)

第十一条 この規程に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則 抄

1 この規程は、平成九年一月二十二日から施行する。

附 則 (平成十一年四月一日国立国会図書館規程第二号) 抄

1 この規程は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十年四月一日国立国会図書館規程第二号) 抄

(施行期日)

1 この規程は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十五年五月三十日国立国会図書館規程第一号) 抄

(施行期日)

1 この規程は、改正法の施行の日から施行する。

(施行の日) 平成二十五年七月一日)

納本制度審議会議事運営規則

(平成十一年六月七日制定)

改正 平成 十五年三月十三日

平成二十一年十月十三日

(招集)

第一条 納本制度審議会(以下「審議会」という。)は、会長が招集する。

(議事)

第二条 会長は、審議会の議長となり、議事を整理する。

第三条 発言しようとする者は、議長の許可を受けなければならない。
い。

第四条 動議は、賛成者がなければ議題とすることができない。

第五条 審議会は、議事に関し必要があると認めるときは、専門委員を審議会に出席させ、当該専門事項に関し意見を求めることができる。

(部会)

第六条 代償金部会(以下「部会」という。)は、部会長が招集する。

第七条 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)第二十五条第三項に規定する代償金の額に関する事項については、会長は、

これを部会に付託するものとする。

第八条 前条の場合においては、部会の議決をもって審議会の議決とする。ただし、会長が重要であると認めるときは、この限りでない。

第九条 部会長は、部会における調査審議の経過及び議決を次の審議会に報告するものとする。

(小委員会)

第十条 会長は、特定の事項を調査審議するため必要があると認めるときは、審議会に小委員会を置くことができる。

2 小委員会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 小委員会に小委員長を置き、その小委員会に属する委員のうちから、会長がこれを指名する。

第十一条 小委員会は、小委員長が招集する。

第十二条 小委員長は、小委員会における調査審議の経過及び結果を審議会に報告するものとする。

(準用)

第十三条 第二条から第四条までの規定は、部会及び小委員会の会議に準用する。

(議事録)

第十四条 会長は、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を調整する。

一 審議会の開催日時及び場所

二 出席した委員の氏名

三 議題

四 議事の概要

五 その他必要な事項

第十五条 議事録は、国立国会図書館収集書誌部収集・書誌調整課において作成する。

(議事録等の公開)

第十六条 議事録その他審議会の資料については、原則として、公開するものとする。

(雑則)

第十七条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他運営に
関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この規則は、平成十一年六月七日から施行する。

2 納本制度調査会議事運営規則(平成九年三月三日納本制度調査
会決定)は、廃止する。

国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程

(平成二十五年五月三十日国立国会図書館規程第一号)

(オンライン資料)

第一条 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号。以下「法」という。)第二十五条の四第一項に規定する館長が定めるものは、次に掲げるもの(機密扱いのもの及び書式、ひな形その他簡易なもの並びに次条に規定する方法により提供することができないものを除く。)とする。

一 公衆に利用可能とし、又は送信する際に、図書若しくは逐次刊行物の流通のために使用されるコード(特定の図書又は逐次刊行物を識別するための番号、記号その他の符号をいう。以下同じ。)又は当該コードに類するものであって館長が定めるものが付与されているもの

二 文字、図形等を結合し、閲覧、複製及び頒布に適した形で記録することを主な目的とする記録方式として館長が定めるものにより記録されているもの(目次、索引その他のこれに附帯するものを含む。)

(提供の方法)

第二条 法第二十五条の四第一項の規定により法第二十四条及び第

二十四条の二に規定する者以外の者が同項のオンライン資料(以下単に「オンライン資料」という。)を国立国会図書館に提供する場合は、次のいずれかの方法とする。

一 オンライン資料及び当該オンライン資料の題名、作成者その他のオンライン資料を識別するために必要な情報として館長が定めるもの(以下「メタデータ」という。)を、国立国会図書館が提供する送信用情報システムを利用して送信する方法

二 オンライン資料及び当該オンライン資料のメタデータを、館長が定める記録媒体に、館長が定める記録方式により記録し、郵送する方法

(収集目的の達成に支障がない場合)

第三条 法第二十五条の四第二項第三号に規定する館長が認めた場合は、次に掲げる場合とする。

一 オンライン資料が当該オンライン資料を公衆に利用可能とし、又は送信した者の事務に係る申込み、承諾等をし、又は受けることを目的とするものである場合

二 オンライン資料が前に納入された図書又は逐次刊行物と同一の版面で構成されるものであることにつき、当該オンライン資料を公衆に利用可能とし、又は送信した者の申出を受け、館長が確認した場合

三 オンライン資料が長期間にわたり継続して公衆に利用可能とすることを目的としているものであって、かつ、特段の事情な

く消去されないと認められるものである場合

(法第二十五条の四第四項に規定する金額の決定手続)

第四条 法第二十五条の四第四項に規定する金額は、館長が、納本制度審議会に諮問し、決定する。

(提供の免除)

第五条 オンライン資料のうち有償で公衆に利用可能とされ、又は送信されるもの及び国立国会図書館法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第三十二号。以下「改正法」という。)附則第二条に規定する技術的制限手段が付されているものについては、当分の間、その提供を免ずる。

(公示)

第六条 館長は、第一条第一号のコード及び当該コードに類するもの、同条第二号の記録方式、第二条第一号の情報、同条第二号の記録媒体及び記録方式並びに第四条第一項の金額を定めたときは、官報により公示するものとする。

(委任)

第七条 この規程に定めるもののほか、オンライン資料の記録に關し必要な事項は、館長が定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この規程は、改正法の施行の日から施行する。

(施行の日)平成二十五年七月一日

(法第二十五条の四第四項に規定する金額の決定手続に関する特

例)

2 この規程の施行後初めて、館長が法第二十五条の四第四項に規定する金額を決定する場合には、第四条の規定にかかわらず、納本制度審議会に諮問することを要しない。

国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する

金額等に関する件

(平成二十五年五月三十日国立国会図書館告示第一号)

(国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する金額)

1 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)第二十五条の四第四項に規定する金額は、国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程(平成二十五年国立国会図書館規程第一号以下「規程」という。)第二条第一号に規定する方法による提供については零とし、同条第二号に規定する方法による提供については次に掲げる金額の合計額とする。

- 一 記録媒体の購入に要する金額 記録媒体一点につき八十三円
 - 二 送付に要する金額 郵送に要する最低の料金に相当する金額
- (規程第一条第一号のコード)

2 規程第一条第一号のコードは、次のとおりとする。

- 一 工業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく日本工業規格(以下「日本工業規格」という。)X〇三〇五で定める国際標準図書番号

二 日本工業規格X〇三〇六で定める国際標準逐次刊行物番号

- 三 国際標準化機構の規格第二六三二四号で定めるデジタルオブジェクトアイデンティファイアー

(規程第一条第二号の記録方式)

3 規程第一条第二号の記録方式は、次のとおりとする。

- 一 PDF方式
- 二 EPUB方式
- 三 DAISY方式

(規程第二条第一号の情報)

4 規程第二条第一号の情報は、次のとおりとする。

- 一 題名
- 二 作成者
- 三 出版者(オンライン資料を公衆に利用可能とし、又は送信した者をいう。)
- 四 出版日(オンライン資料を公衆に利用可能とし、又は送信した日をいう。)

五 オンライン資料に複数の版が存在する場合は、版に関する情報

六 オンライン資料が規程第一条第一号に掲げるものである場合は、同号に規定するコードの情報

七 オンライン資料がハイパーテキストトランスферプロトコルにより公衆に利用可能とされた場合は、ユニフォームリソースロケータ

(規程第二条第二号の記録媒体)

5 規程第二条第二号の記録媒体は、日本工業規格X六二四九に適

合する直径百二十ミリメートルのディスクとする。

(規程第二条第二号の記録方式)

- 6 規程第二条第二号の記録方式は、ボリウム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇六、X〇六〇七又はX〇六〇九で定める方式とし、記録媒体への記録を完了した時には、日本工業規格X六二四九で定めるファイナライズの処理を行い、追記不可の状態とするものとする。

附 則

この告示は、平成二十五年七月一日から施行する。

この告示は、昭和五十八年一月一日から施行する。

附 則（平成十一年三月二十四日国立国会図書館告示第一号）

この告示は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年九月二十七日国立国会図書館告示第四号）

この告示は、平成十二年十月一日から施行する。

附 則（平成二十三年十月十二日国立国会図書館告示第二号）

この告示は、平成二十三年十月十二日から施行する。